

令和５年度 第１回京都市産業廃棄物資源循環推進会議 次第

令和５年７月７日（金）午後１時３０分

１ 開会

２ 議事

産業廃棄物処理指導に係る令和４年度の実施結果について

３ 閉会

○ 会議資料

資料１ 産業廃棄物処理指導に係る令和４年度の実施結果について

別紙１ 廃棄物の適正処理ガイドブック（２０・２１ページ抜粋）

別紙２－１ 業種別啓発リーフレット（理美容店向け）

別紙２－２ 業種別啓発リーフレット（製造小売店等向け）

別紙３ ごみゆにけーしょん 第４８号

別紙４ プラスチックに係る資源循環の促進に向けた取組に関するチェックシート

別紙５ 製造業者向けアンケートの結果について（京都府・京都市実施）

別紙６ さんばい施設見学エコツアー 周知チラシ

資料２ 補足資料（制度、施策等の概要）

産業廃棄物処理指導に係る令和4年度の実施結果について

1 排出事業者に対する取組

(1) 排出事業者に対する指導・啓発

補足資料の番号

ア 立入指導

(ア) 多量排出事業場【補1】

製造業を中心に事業場を選定して立入りを実施した。

令和3年度まではPCB保管事業場への優先的な立入りや新型コロナウイルス感染症の影響により多量排出事業場への不急の立入りを控えていたが、令和4年度は計画どおり立入りすることができた。

(イ) 産廃チェック制度【補2】において「産廃処理・3R優良事業場」の認定申請のあった事業場 **1-8**

チェックシートによる自己チェックの結果（廃掃法の保管基準、委託基準及びマニフェスト等の遵守の状況）が適正であるかについて確認するため、立入指導を実施した。

(ロ) 廃プラスチック類を多く排出する事業場 **1-1**

多量排出事業場を中心に事業場に立ち入り、プラスチック資源循環に関する取組状況を確認した。

（各事業者の取組状況）

- ・ ほとんどの事業場が簡易な分別やリサイクルには取り組んでおり、プラスチック資源循環促進法の制定等を機に、排出状況の社内調査や更なる分別の徹底、リサイクル目標の設定等に取り組んでいる例があった。
- ・ リサイクル状況については、単一素材のものは有価売却している例もあるが、大半はRPF化によるサーマルリサイクル中心であった。

(ハ) 建設リサイクル法に基づく届出のあった建設工事の現場【補3】

(ニ) 地下工作物の存置に係る届出のあった現場【補4】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
多量排出事業場等	4	3	15
産廃処理・3R優良事業場認定申請事業場	10	18	13
建設リサイクル法届出現場	47	41	47
地下工作物存置届出現場	29	29	21

イ 産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導等 **2-1 1-6**

- (ア) 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地【補5】の監視
- (イ) 重点監視地域【補6】に対する定期的なパトロールの実施
- (ロ) 大岩街道周辺地域【補7】での監視パトロール、立入指導等の実施
- (ハ) 関係機関との連携による路上検問の実施
- (ニ) クリーンセンターにおける搬入ごみ検査【補8】
- (ホ) 不適正処理に対する指導等

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
保管用地	届出件数	2	3	2
	廃止件数	1	0	0
	累積届出件数	47	50	52
重点監視地域パトロール回数		週 1～4 回	週 1～4 回	週 1～4 回
大岩街道 周辺地域 対策	監視パトロール回数(注1)	週 7 回	週 6 回	週 6 回
	立入指導件数	12	12	10
	一斉立入指導回数	1	1	1
路上検問(注2)回数		1	1	1
クリーンセンター 搬入ごみ検査	実施回数	149	141	140
	検査件数(台数)	285	353	331
	指導件数(注3)	245	323	292
不適正処理事案への指導件数		119	129	120

注1 監視パトロールは、委託業者による監視(平日早朝及び休日を含む。)を含む。

2 路上検問の実施の概要は以下のとおり。

- ・実施日：令和4年10月13日(木)
- ・実施場所：途中越(京都市左京区大原小出石町 国道367号 滋賀方面行車線)
- ・参加主体：環境省近畿地方環境事務所、滋賀県、大津市、京都府、京都市、下鴨警察署等
- ・実施結果：口頭指導 2件(書面の備え付け義務違反の車両 2台)

3 指導件数は、一般廃棄物収集運搬業者に対する事後指導件数及び持ち込みごみ搬入者への持ち帰り指導件数の合計。なお、指導件数には、産業廃棄物関係以外の指導(一般廃棄物の搬入不適物等)も含む。

ウ PCB廃棄物の適正保管及び適正処理の指導 2-2

高濃度PCB廃棄物について、令和3年度に継続保管となっていたもの及び令和4年度以降に新たに見つかったものに対し、環境省及びJESCOと連携し、令和5年度内の処理完了に向けた指導を行った。

その多くは処理が完了しており、残っているものについても保管事業者の協力を得られており、支障なく処理を進められる見通し。

◇ 京都市内に保管されているコンデンサー等の状況(令和5年6月末時点)

	変圧器	コンデンサー	PCB油
高濃度PCB廃棄物の残数(台)	0 (0)	1 (1)	0 (1)

※ 括弧内は、令和4年12月末時点の処理状況

※ PCB油については保管事業所数を記載

◇ 京都市内に保管されている蛍光灯安定器等の状況(令和5年6月末時点)

	安定器	小型電気機器	ウエス等・その他汚染物
高濃度PCB廃棄物の残数(kg)	808 (907)	0 (0)	0 (0)

※ 括弧内は、令和4年12月末時点の処理状況

エ 電子マニフェストの導入促進 1-9

適正処理ガイドブック等の電子マニフェストに関する記載の充実（別紙 1 参照）、立入指導等の機会を活用した電子マニフェスト導入の勧奨、排出事業者等へ研修会の周知を図った。

（参考 1）全国における電子化率

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
全国の電子化率（注）	65%	72%	77%

注 年間総マニフェスト数を 5,000 万枚として算出

（参考 2）京都市における電子マニフェスト加入者数

年度	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	合計
令和 2 年度	5,339	262	64	5,665
令和 3 年度	5,789	294	63	6,146
令和 4 年度（速報値）	5,730	303	70	6,103

オ 少量排出事業場に対する指導・啓発 1-6

(7) 少量排出事業場が多い業種を対象にした業種別リーフレットによる啓発

理美容業及び製造小売業からよく排出される廃棄物の分別方法や正しい処理方法について分かりやすく示した啓発用リーフレットを作成し、業界団体等を通じて配布した（別紙 2 参照）。

対象業種	発行部数	配布の協力依頼先
理美容業 （別紙 2－1）	4,150 部	・ 京都府理容生活衛生同業組合 ・ 京都府美容業生活衛生同業組合 ・ 京都市保健福祉局（理美容業の規制部署）
製造小売業等 （別紙 2－2）	5,100 部	・ 京都府菓子工業組合 ・ 京都府パン工業組合 ・ 京都市保健福祉局（製造小売業等の規制部署）

(4) クリーンセンターにおける搬入ごみ検査及び検査結果に基づく指導・啓発

検査の結果、産業廃棄物やリサイクル可能な紙ごみ（一般廃棄物）などの分別が不十分であった排出事業場に対し、一般廃棄物の収集運搬業者を通じて訪問や電話による啓発を行うとともに、本市職員による立入指導等を実施した。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
立入指導件数	401	315	283

注 1 排出事業者への立入指導等（電話で指導したものも含む。）の件数であり、搬入ごみ検査における搬入者への指導件数（上記イ（カ））とは一致しない。

2 立入指導は、事業場の規模の大小に関わらず実施しており、対象は少量排出事業場に限られない。

(5) 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゅにけーしょん」の発行（別紙 3 参照）
事業ごみの排出ルールに関する知識やごみの減量・再資源化の必要性及び

その方法、優良事例などを分かりやすく紹介するニュースレターを作成し、各種業界団体を通じて排出事業者等に配布した。

発行年月（号数）	主な内容	発行部数
令和4年7月（46号）	剪定枝等リサイクル、ごみ搬入手数料	30,000部
令和4年9月（47号）	食品ロス削減月間	30,000部
令和5年1月（48号）	ごみ搬入手数料、エコちゃんが行く	30,000部

(2) 排出事業者による自主的な取組の促進（共通）1-1 1-2 1-3

ア 産廃チェック制度の実施 1-8

- よりわかりやすいチェックシート※へと内容を見直した。
 - ※ 見直しの具体的な内容
 - ・ 既存のチェックシートの分類の簡素化
 - ・ 関係情報へのリンクの追加
 - ・ 3Rの各項目との関係性の明確化 など
- プラスチックに係る資源循環の促進に関するチェックシートを新たに導入した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
優良品事業場認定申請 件数（認定件数）	10 (10)	18 (15)	13 (13)

イ プラスチックの資源循環に係る良好事例の紹介 1-8

市内の排出事業者による、廃プラスチック類の分別やマテリアルリサイクル等の良好事例を、京都市公式 YouTube チャンネル「きょうと動画情報館」で紹介した。

紹介事業者	取組概要	公開日	視聴回数
AC Biode（エーシーバイオード）株式会社 （スタートアップ企業）	プラスチックごみを化学的に分解して製品の原料にする、先進的なリサイクル技術の研究・開発を行っている。	令和4年 9月30日	735回 (令和5年6月 30日時点)
京都のれん株式会社 （繊維製品メーカー）	ペットボトルやペット端材などのリサイクル樹脂を99%使用した風呂敷等の開発・販売を行っている。	令和5年 1月16日	350回 (令和5年6月 30日時点)

（参考 URL）【Ac Biode】<https://youtu.be/u-ivqU7cSAY>

【京都のれん】https://youtu.be/DWGSgZ03_pI

(3) 排出事業者に対する情報提供等

ア 排出事業者向け総合ポータルサイトの構築 1-1 1-2 1-3 1-7 1-10

令和5年度中に制作し、令和6年度の公開を予定している。

イ あらゆる機会を活用した情報発信 1-1 1-2 1-3 1-7

「廃棄物の適正処理ガイドブック」等を用いた指導、啓発に加え、立入指導や産廃チェック制度の案内送付などの様々な機会を活用して、（一社）京都府産業廃棄物3R支援センター等と連携し、排出事業者に有益な情報を提供した。

- 産廃チェック制度の案内等の機会を活用した各種情報提供の充実
- 冊子等を活用した指導・啓発の実施

- ・ 廃棄物の適正処理ガイドブック【令和4年11月改訂】
- ・ 事業系廃棄物の正しい出し方【令和5年1月改訂】
- ・ いち、に、さんばい！（小中学生向け）
- ・ 焼却禁止の啓発チラシ
- ・ 焼却炉の基準に係る啓発リーフレット

※ その他、環境省等が発行する啓発資材を活用している。

- 講習会、社内研修、「京都市政出前トーク」等への講師派遣（依頼なし）

ウ その他の情報発信

- 感染性廃棄物の処理の停滞回避に関する周知（医師会等を通じて周知）
- 使用済み太陽光パネルの適正処理に関する周知（HP掲載）
- 新型コロナウイルス感染症対策備品等の適正廃棄に関する周知（HP掲載）（令和5年度実施）

(4) 製造業者向けアンケート実施（府市協働実施） 1-1 1-2 1-3 （別紙5参照）

製造業は、産業廃棄物として排出される廃プラスチック類の主要な排出元の一つとなっており、また、プラスチック製品の製造に関わる事業者には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行によって設計段階での環境配慮が求められる等、プラスチックの資源循環の促進を図るうえで、製造業者が果たす役割は大きいものがある。そこで、事業者の取組状況の把握等を目的に、公益社団法人京都工業会の協力の下、府内の製造業者を対象とした「プラスチックの資源循環に関するアンケート」を実施した。

(5) 下水汚泥のリサイクルの推進 1-5

本市の下水道事業で発生する下水汚泥の約半分を、下水汚泥固化燃料施設【補9】において燃料化することにより、石炭の代替燃料として火力発電所等において有効に利用するリサイクルを実施している。

- 下水汚泥の処理状況（単位：トン）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却	96,756 (99.0%)	56,137 (53.0%)	64,856 (58.8%)
固形燃料化	—	49,491 (46.7%)	45,519 (41.2%)
セメント原料	998 (1.0%)	198 (0.2%)	0 (00.0%)
合計 (下水汚泥排出量)	97,754	105,826	110,375

2 産業廃棄物処理業者に対する取組

(1) 産業廃棄物処理業者に対する指導・啓発等

ア 法令に基づく指導監督

(7) 産業廃棄物処理施設への定期的な立入検査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中間処理・積替保管施設	42件/全86件 (延べ48回)	36件/全86件 (延べ44回)	37件/全87件 (延べ39回)
自己処理施設	2件	1件	—
ダイオキシン類の行政検査	2件	2件	2件
法に基づく定期検査	—	1件	1件

(4) 違反行為に対する厳正かつ迅速な指導及び処分

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
業許可	取消し	—	—	—
	停止命令	1件(注1)	1件(注2)	—
施設設置許可	停止・改善命令	—	—	—
	取消し	—	—	—

注1 無許可の事業範囲の変更による事業停止命令(30日)

2 マニフェストの不交付受託及び虚偽報告による事業停止命令(30日)

(7) 優良産廃処理業者認定制度の運用

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
優良認定処理業者数 (認定件数) (令和4年度末時点)	19者(34件)	16者(29件)	17者(32件)

イ 優良な処理業者の育成に向けた働きかけ

処理業者からの報告書の徴取の機会を利用して、電子マニフェストの導入状況やBCPの策定状況についてアンケート調査を実施した。

○ 電子マニフェストの導入状況等に関するアンケート結果 1-9

※ 令和4年度第2回会議の報告と同内容。

- ・電子マニフェスト登録事業者： 82% (37/45事業者)
- ・電子マニフェストを4割以上利用している事業者
排出事業者単位： 4% (2/45事業者)
マニフェスト単位： 22% (10/45事業者)
- ・利用が進まない理由：「排出事業者において導入が進んでない」との意見が多数

○ BCPの策定状況等に関するアンケート結果 2-4

※ 令和4年度第2回会議の報告と同内容。

- ・BCP策定率： 13% (5/39事業者)
- ・今後策定したいと回答した事業者： 65% (22/34事業者)
- ・研修があれば参加したいと回答した事業者： 56% (22/39事業者)
- ・策定が進まない理由：「策定に必要な知識がない」との意見が多数

(2) 処理業に関する環境整備（新素材のリサイクルの推進） 1-7

将来的な大量廃棄が見込まれる使用済み太陽光パネルを始めとした新素材・新製品に関し、低コストでリサイクル処理可能な技術の開発を推進するための支援について、全国都市清掃会議を通じて国に対し要望した。

3 市民に対する取組

産業廃棄物の処理の重要性に対する市民の理解の促進や、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に対する市民のイメージの向上を図るための啓発を行った。

(1) さんぱい施設見学会（エコバスツアー） 3-2 （別紙 6 参照）

(2) （公社）京都府産業資源循環協会と連携した市民向け啓発 3-2

年度	さんぱい施設見学会 （エコバスツアー）	（公社）京都府産業資源循環協会 と連携した市民向け啓発
令和元年度	3 回 （7～8 月。延べ 87 名参加）	環境フォーラムきょうと（中止）
令和 2 年度	（中止）	産廃クイズサイトの開設 （令和 3 年 3 月～）
令和 3 年度	（中止）	小学生向け啓発動画の作成 （令和 4 年 4 月公開） ※ 視聴回数：1, 596 回 （令和 5 年 6 月 30 日時点）
令和 4 年度	2 回（注 1） （8 月にオンライン形式で開催。 延べ 22 組参加）	注 2

注 1 見学先と参加者数の詳細は、以下のとおり。

実施年月日	定員	参加者数	オンライン中継先
8 月 3 日（水）	各 15 組	8 組	キューピー（株）神戸工場 ～（株）京都環境保全公社
8 月 8 日（月）		14 組	

2 令和 4 年度は、京都府産業資源循環協会と連携して、排出事業者向けの啓発として理美容業・製造小売業の業種別啓発リーフレットを作成しており、市民向けの啓発としては実施していない。

事業者のみなさまへ

別紙 1

廃棄物の 適正処理 ガイドブック

初心者にも
分かりやすく
処理方法を解説

保存版

いつも手元に!
便利で役立つ1冊



令和4年11月



美しい京都を 次の世代に 引き継ぐために

山紫水明の地、京都。この美しい京都のまちを次代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの使命です。

そのためには、モノの生産・消費・使用の各段階において、ごみになるべく出さず（リデュース（発生抑制）及びリユース（再使用））、廃棄したごみはできるだけ資源としてリサイクル（再生利用）し、使えないごみは焼却して発電（熱回収）したうえで、正しく処分することで、循環型社会を構築する必要があります。

事業所から排出される廃棄物については、事業者の皆様の責任で処理することが法律で義務付けられています。

廃棄物の処理に関するルールについて共に学び、環境への意識を高めるとともに、コストの削減や企業イメージの向上を図りましょう。

ナビゲーター紹介

ここは京都市のとある会社…。
今日から新入社員が廃棄物担当に
加わりました。

私はみやこよ。よろしくね。廃棄物の知識はあるの？

家でもごみの分別をしているので、できると思います。

ただしです。廃棄物担当になりました。よろしくお願いします。

そう…？家庭ごみの処理とは違う点が多いわよ。一つずつ覚えていってね。

ただし君

廃棄物担当を志望した、やる気みなぎる新入社員。素直な性格だが、うっかり屋さんの一面も持っている。

みやこさん

整理整頓が得意なしっかり者の先輩社員。面倒見が良く、後輩の指導にも情熱を持って当たる。



目次

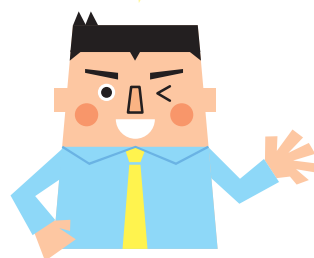
ステップ①

みるみる分かる! 廃棄物

廃棄物の種類や事業者の責務について学びましょう。

事業系廃棄物と家庭ごみ	2
事業系一般廃棄物と産業廃棄物	4
事業者の責務	10

まずは基本を
押さえよう!



ステップ②

必ずできる! 適正処理

廃棄物処理のルール、契約方法やマニフェスト制度について理解しましょう。

事業系廃棄物の処理の流れ	14
廃棄物処理委託契約とマニフェストの運用	18
主な届出	22

ステップ③

さらに進める! ごみ減量

循環型社会の構築に向け、2Rを推進しましょう。

事業者による2Rと分別・リサイクルの取組	24
----------------------------	----

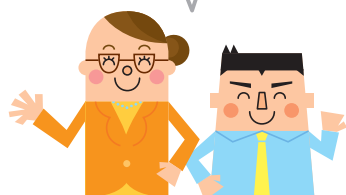
一歩進んだ
取組よ!



巻末付録

さらに、知ろう!ごみのこと	28
事業系廃棄物の分類早見表	30

冊子の使い方



初心者の
あなたは…

ステップ①から読み始めましょう。基本事項を理解したら、次のステップに進んでください。

ベテランの
あなたは…

分かっているつもりでも、忘れることや疑問に思うことがあるはず。そんな時に、手引としてご活用ください。

※ 本文中における矢印 **P1** は、詳しく書かれたページを表しています。

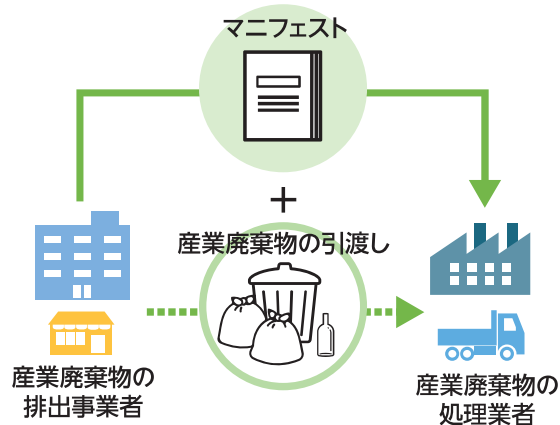
※ この冊子では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のことを「廃棄物処理法」と記載しています。

また、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(愛称:ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」)のことを「しまつのこころ条例」と記載しています。

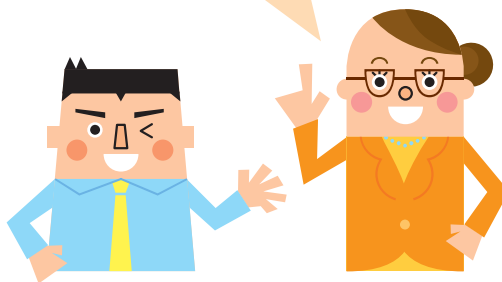
■ マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、引渡しに当たって、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付する必要があります。マニフェストには、電子マニフェストと紙マニフェストの2種類があり、どちらを使う場合も、「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」ということを記入します。

P12



マニフェストを使って、産業廃棄物が最後まできちんと処理されたかどうか、確認する必要があるのよ。



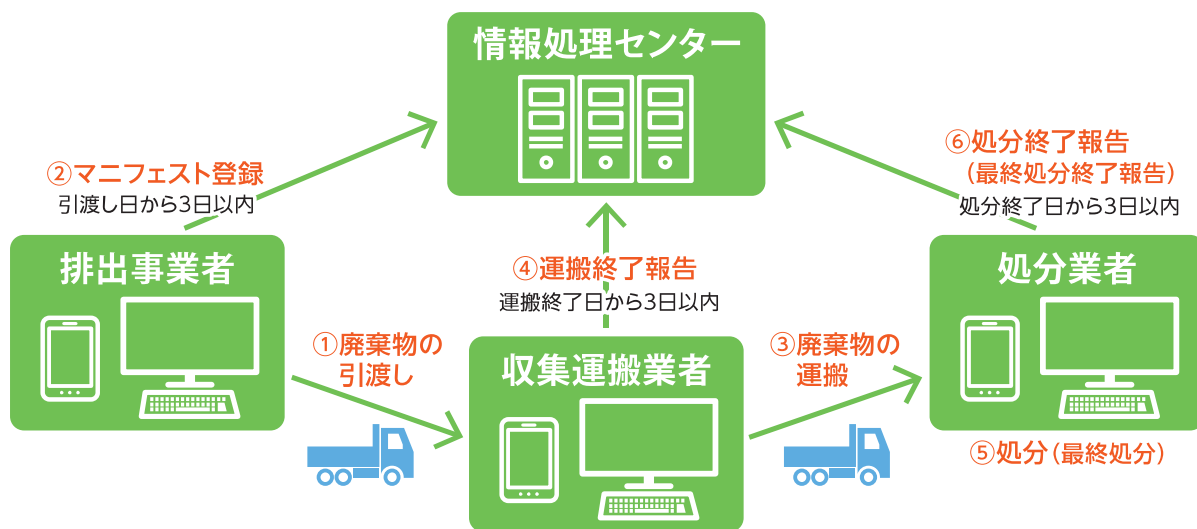
■ 電子マニフェスト

電子マニフェストは、事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が、情報処理センターを介したネットワークで、産業廃棄物の処理状況等を報告・管理する仕組みです。電子マニフェストを利用する場合、事業者、収集運搬業者、処分業者の三者とも情報処理センターに加入する必要があります。

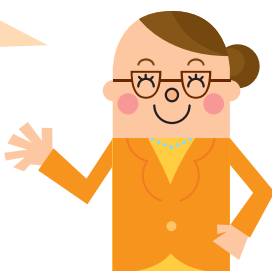
詳しい内容や利用方法は、JWNETのホームページを御覧ください。

裏表紙

((電子マニフェストの運用))



電子マニフェストを使うことで、記入や保管の事務が効率化・簡素化できるだけでなく、記載漏れや報告忘れがシステムでチェックされるので、法律をしっかり守れるのよ。



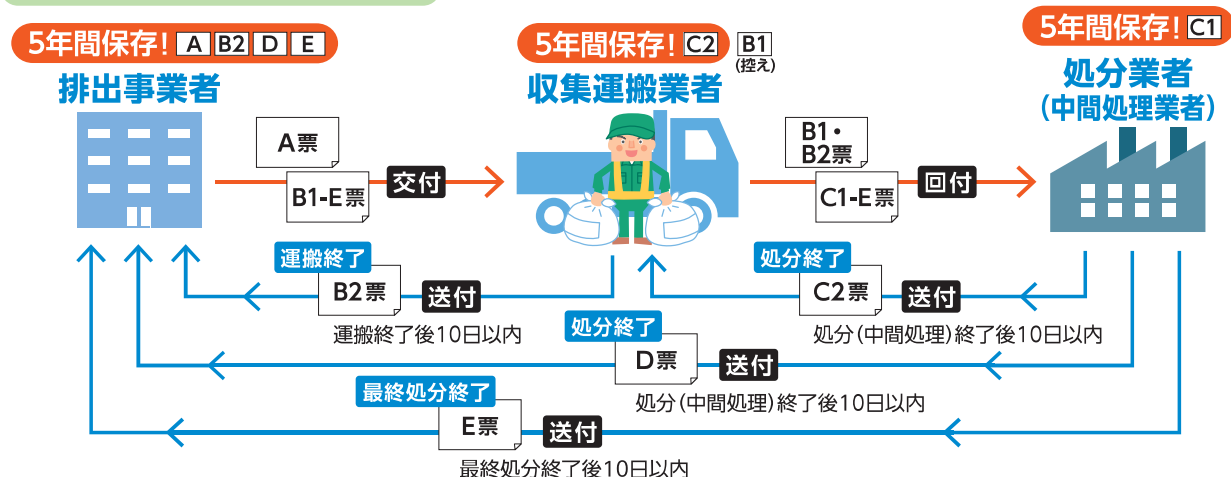
電子マニフェスト利用の一部義務化

前々年度の特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)の発生量が年間50t以上の事業場を設置している排出事業者は、電子マニフェストの使用が法律で義務化されています。

■ 紙マニフェスト

紙マニフェストは、A票・B1票・B2票・C1票・C2票・D票・E票の7枚複写の伝票になっており、事業者は、必要事項を記入し、産業廃棄物を処理業者に引き渡すと同時にその伝票を交付する必要があります。

紙マニフェストの流れ



紙マニフェストの記載例

赤色の部分を記入してください。

[illegible]

ただし君の質問 その2

マニフェストを
出さなかったり、
保存しなかったら
どうなりますか？

交付義務や保存義務に違反したら、6か月以下の懲役や50万円以下の罰金など、厳しい罰則が科せられるわよ。

マニフェストの 返送が遅れた場合 遅延報告書

事業者は、B2票、D票、E票が所定の期間を過ぎても送付されない場合、必要な措置を講じたうえで「措置内容等報告書」を30日以内に京都市に提出してください。

POINT 3 家庭ごみとして地域の集積場に出してしまうと、不法投棄として罰せられる恐れがあります！

事業ごみを家庭ごみの収集場に出すことは不法投棄に当たり、廃棄物処理法第 25 条により右記の罰則が科せられます。

- 5 年以下の懲役
- 1,000 万円以下（法人は 3 億円以下）の罰金

不法投棄は犯罪です！！

POINT 4 分別回収箱の配置例

リサイクル可能な紙類
リサイクル可能な紙類は種類ごとに分別します。

分別表
分別方法を分かりやすく示した表を提示します。

分別箱
分別する種類に応じたごみ箱や棚を設置します。

紙類、缶・びん等は、リサイクルしよう！

YouTube【京都市公式】いち、に、さんばい！～いちから学ぶ身近な“さんばい”～

① 基本編	② 発生場所編	③ ゆくえ編	④ 分別編	⑤ 処分編

産業廃棄物に関する問合せ先

処理業者の紹介	公益社団法人 京都府産業資源循環協会 TEL 075-694-3402
処理方法等の相談	京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課 TEL 075-222-3957

一般廃棄物に関する問合せ先

処理業者の紹介	京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧 https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000304046.html
処理方法等の相談	京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課 TEL 075-222-3946

理容店・美容店を運営する皆さまへ

理美容店での正しいごみの出し方

POINT 1 許可業者に処理を委託しましょう！
無許可業者に委託すると法令違反となります。（罰則あり）

POINT 2 分別をしましょう！
産業廃棄物、一般廃棄物、リサイクル可能なものの分別を徹底しましょう。

POINT 3 家庭ごみでは出せません！
家庭ごみとして排出することは不法投棄に該当します。（罰則あり）

POINT 4 できるものはリサイクル！
再生利用可能なもの（紙類、缶・びん等）はリサイクルをしましょう。

POINT 1 廃棄物をきちんと分別して、許可を受けた廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託しましょう。

廃棄物

- 仕事などの事業活動から出た廃棄物（事業ごみ）
 - 廃プラスチック類や金属くず等、法定の 20 種類 → 産業廃棄物
 - 上記以外 → 一般廃棄物（事業系）
- 家庭から出た廃棄物（家庭ごみ） → 一般廃棄物（家庭系）

※詳細は、裏面の見開きページの POINT 2 を御確認ください。

産業廃棄物の処理を許可業者に委託する時は、契約書を交わし（※）、管理票（マニフェスト）を許可業者に渡します。
※収集運搬と処分をそれぞれ委託する必要があります。

一般廃棄物（事業系）を許可業者に委託する時も、きちんと契約します。

詳しくは、契約時に許可業者に相談しよう！

 京都市 CITY OF KYOTO	京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 TEL : 075-222-3957	 （公社）京都府産業資源循環協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御座町 53-4 Johnson ビル 2F TEL : 075-694-3402
---------------------------------	--	--

POINT



2

事業ごみの正しい分け方



産業廃棄物

プラスチック類	プラスチック製の空になった 美容液等の容器、棚など カット練習用マネキン（プラスチック製） エプロンなど（化学繊維製品） ※ 天然素材（綿、シルク等）のものは一般廃棄物（事業系）		産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託してください。 また自ら産業廃棄物処理施設（中間処理施設等）に搬入することもできます。 ※パソコンはリサイクルシステム有り（例）（一社）パソコン 3R 推進協会
ガラス陶磁器類	鏡、ガラス製の容器、陶磁器製の植木鉢など		
金属類	金属製の椅子・机等備品、看板など ハサミ、カラー剤のチューブ（アルミ製） レジスター、パソコン等電化製品 ※ レジスター、パソコンは、金属類とプラスチック類、ガラス陶磁器類の混合物です。		
電池類	乾電池		
水銀使用製品	蛍光灯		
ペットボトル	飲料用などのペットボトル		産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託し、リサイクルしましょう。
缶・びん	飲料用などの缶・びん		
家電製品 リサイクル法対象製品	冷蔵（凍）庫、テレビ、 エアコン、洗濯機、 衣類乾燥機		産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託するか、販売店やメーカーにお問合せください。



一般廃棄物（事業系）

カット後の髪		一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託して、クリーンセンターに搬入します。また、自らクリーンセンター（★）に搬入することもできます。
汚れのついた紙、リサイクルに向かない紙（感熱紙、カーボン紙、圧着はがき等）など		
雑誌、チラシ、ダンボールなど（リサイクル可能な紙）		一般廃棄物収集運搬業者や古紙回収業者に委託してください。 リサイクル可能な紙類をクリーンセンターに搬入することはできません。
木製品、植物など		一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。 また、自ら搬入することもできます。

連絡先（★印の補足情報）

南部クリーンセンター
TEL 075-611-5362
東北部クリーンセンター
TEL 075-741-1003

見開きでゴミ箱近くの店の壁に貼るなどして、御活用ください！

POINT 3 家庭ごみとして地域の集積場に出してしまうと、不法投棄として罰せられる恐れがあります！

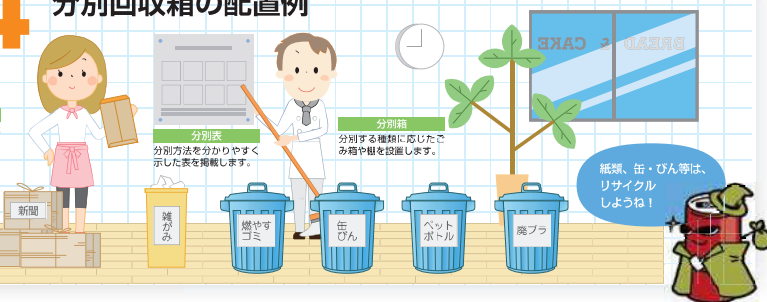
事業ごみを家庭ごみの収集場所に出すことは不法投棄に当たり、廃棄物処理法第 25 条により右記の罰則が科せられます。

- 5 年以下の懲役
- 1,000 万円以下（法人は 3 億円以下）の罰金



POINT 4 分別回収箱の配置例

リサイクル可能な箱類
リサイクル可能な紙類は
種類ごとに分別します。



YouTube【京都市公式】いち、に、さんばい! ~いちから学ぶ身近な“さんばい”~



産業廃棄物に関する問合せ先

処理業者
の紹介

公益社団法人
京都府産業資源循環協会
TEL 075-694-3402

処理方法等
の相談

京都市環境政策局 循環型社会推進部
廃棄物指導課
TEL 075-222-3957

一般廃棄物に関する問合せ先

処理業者
の紹介

京都市一般廃棄物収集運搬業者一覧
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000304046.html>



処理方法等
の相談

京都市環境政策局 循環型社会推進部
資源循環推進課
TEL 075-222-3946

製造小売店等を運営する皆さまへ

製造小売店等での正しいごみの出し方

「製造小売店等」とは、製造小売店と持ち帰り・配達飲食サービス店のことです。例えば、パン、ケーキなどの菓子、惣菜などを製造し、販売・卸売するお店などが該当します。

- 製造小売店…製造した商品をその場で個人又は家庭用消費者に販売するお店をいいます。
- 持ち帰り・配達飲食サービス店…製造した商品を配達・持ち帰りの形態で提供するお店をいいます。

POINT 1 許可業者に処理を委託しましょう！

無許可業者に委託すると法令違反となります。（罰則あり）



POINT 2 分別をしましょう！

産業廃棄物、一般廃棄物、リサイクル可能なものの分別を徹底しましょう。



POINT 3 家庭ごみでは出せません！

家庭ごみとして排出することは不法投棄に該当します。（罰則あり）

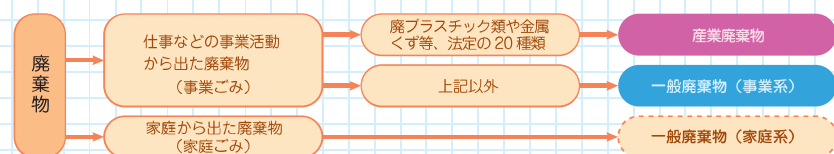


POINT 4 できるものはリサイクル！

再生利用可能なもの（紙類、缶・びん等）はリサイクルをしましょう。



POINT 1 廃棄物をきちんと分別して、許可を受けた廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託しましょう。



※詳細は、裏面の見開きページの POINT 2 を御確認ください。

産業廃棄物の処理を許可業者に委託する時は、契約書を交わし（※）、管理票（マニフェスト）を許可業者に渡します。
※収集運搬と処分をそれぞれ委託する必要があります。

一般廃棄物（事業系）を許可業者に委託する時も、きちんと契約します。

詳しくは、契約時に許可業者に相談しよう！



京都市環境政策局循環型社会推進部 廃棄物指導課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本町寺前町 488 番地
TEL : 075-222-3957



（公社）京都府産業資源循環協会
〒601-8027 京都市南区東九条中御堂町 53-4 Johnsonビル 2F
TEL : 075-694-3402

POINT



2

事業ごみの正しい分け方



産業廃棄物

プラスチック類	プラスチック製の調理器具、容器、棚・ショーケースなど 従業員用制服（化学繊維製品） ※天然素材（綿、シルク等）のものは一般廃棄物（事業系）		産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託してください。 また自ら産業廃棄物処理施設（中間処理施設等）に搬入することもできます。 ※パソコンはリサイクルシステム有り（例）（一社）パソコン3R推進協会
ガラス陶磁器類	鏡、ガラス・陶磁器製の食器など		
金属類	金属製の調理器具、椅子・机等備品、看板など レジスター、パソコン等電化製品 ※レジスター、パソコンは、金属類とプラスチック類、ガラス陶磁器類の混合物です。		
電池類	乾電池		
水銀使用製品	蛍光灯		
ペットボトル	飲料用などのペットボトル		
缶・びん	飲料用などの缶・びん		産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託しリサイクルしましょう。
対家電製品リサイクル法	冷蔵（凍）庫、テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機		産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託するか、販売店やメーカーにお問合せください。



一般廃棄物（事業系）

商品の調理くず ※ 食料品製造工場の調理くずは、産業廃棄物（動植物性残さ）となります。		一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託して、クリーンセンターに搬入します。また、自らクリーンセンター（★）に搬入することもできます。
商品の売れ残り		
汚れのついた紙、リサイクルに向かない紙（感熱紙、カーボン紙、圧着はがき等）など		連絡先（★印の補足情報） 南部クリーンセンター TEL 075-611-5362 東北部クリーンセンター TEL 075-741-1003
雑誌、チラシ、ダンボールなど（リサイクル可能な紙）		
木製品、植物など		一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。 また、自ら搬入することもできます。

見開きでゴミ箱近くの店の壁に貼るなどして、御活用ください！

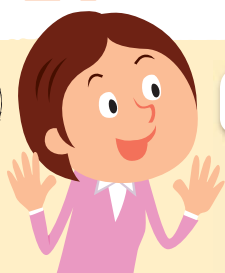
ごみやにけーしょん

“へらす”“わかる”で
目指せ一歩先行く
ごみゼロ事業所!!

バックナンバーは
こちら →



間接的に
市に払って
るんだ



『ごみ搬入手数料』 について学ぼう!!



処理コストって、
そんなに
かかったのか

事業者の皆様が、ごみ収集運搬業者（許可業者）に支払われている「**ごみ処理料金**」には、許可業者の「**収集運搬料金**」だけでなく、京都市がごみ进行处理（焼却～埋立）するための「**ごみ搬入手数料**」が含まれています。この「**ごみ搬入手数料**」は、許可業者を通して間接的に京都市に支払われています。

$$\text{ごみ処理料金} = \text{収集運搬料金} + \text{ごみ搬入手数料}$$



《京都市のごみ処理費用》

市民、事業者の皆様のご協力により、京都市の家庭ごみと事業ごみを合わせたごみの量は、ピーク時から約 53%削減が進みました。一方、ごみの処理費用については、この間、京都市でもコスト削減に努めてきましたが、年間 234 億円（令和 2 年度）もの費用を要しています。このうち事業ごみでは、100kg あたり約 2,000 円の処理費用がかかっています。



ごみ搬入手数料

100kg あたり
1,000 円

公費負担

ごみ搬入手数料
1,000 円
(100kg あたり)

ごみ処理費用
(100kg あたり)
約 2,000 円

《事業ごみの処理費用と排出事業者責任》

本来、事業ごみの処理費用は、排出事業者責任の下、排出事業者の皆様へ、ごみ搬入手数料としてご負担いただくべきものですが、現在お支払いいただいているごみ搬入手数料とは乖離があり、その差額を公費で負担している状況です。



こうした状況を踏まえ

京都市では、ごみ搬入手数料の体系及び金額の水準を含む「ごみ搬入手数料等の今後のあり方」について、令和 4 年 1 月に「京都市廃棄物減量等推進審議会」に諮問し、同年 12 月に答申を得ました。今後、いただいた答申や市会での議論を踏まえ、令和 5 年 2 月市会において、条例改正の提案を行う予定です。

詳しくは、こちらを御覧ください。 >>>

京都市 廃棄物審議会



令和4年度「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」、「2R特別優良事業所」を認定しました！

京都市では、平成24年度から、事業ごみの減量及び再資源化に積極的に取り組んでいる大規模事業所（事業の用に供している部分の延べ床面積が1,000㎡以上である建築物）を「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」、また、平成29年度から、独自性がある、先進的であるなど、特に優れた2R活動に取り組んでいる事業所を「2R特別優良事業所」として、それぞれ認定し、顕彰しています。



優良事業所の取組内容は京都市HPで公開中ですので、是非、ご覧ください。

詳しくは、こちら >>>

京都市 優良事業所



令和4年度「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」

<新規>

大槻工業株式会社／社会福祉法人七施会特別養護老人ホーム アムールうずまさ／社会福祉法人七施会地域密着型特別養護老人ホーム メルシーうずまさ／東映株式会社京都撮影所／リード株式会社

<2回連続>

学校法人大和学園 京都ホテル観光ブライダル専門学校／学校法人大和学園 京都調理師専門学校京都製菓製パン技術専門学校／社会福祉法人洛東園／ローム株式会社 京都駅前ビル

<3回連続>

株式会社川島織物セルコン 市原事業所／三菱自動車工業株式会社 京都製作所／株式会社西友 山科店／ホテル日航プリンセス京都／株式会社カシフジ／京都環境事業協同組合／三洋化成工業株式会社 桂研究所

（順序は認定回数区分ごとに五十音順）

令和4年度「2R特別優良事業所」

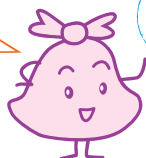
ザ・プリンス京都宝ヶ池／日本新薬株式会社／パタゴニア京都／ホテル日航プリンセス京都

（順序は五十音順）

許可業者が収集するマンションから出るごみ(家庭ごみ)についてのお知らせです！

令和5年4月から市内全域において、プラスチック製品を資源ごみとして分別回収します

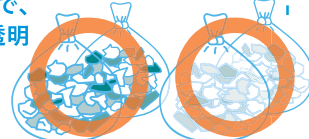
家庭ごみについて、令和5年4月から、歯ブラシやスプーン・フォーク等のプラスチック製品の分別回収を開始します。分別回収開始後は「燃やすごみ」ではなく、「プラスチック製の容器と包装」と一緒に「資源物」として回収します。



マンションでもプラスチック製品の分別が必要だよ。

許可業者が収集するマンションの場合

ごみを正しく分別したうえで、透明袋（無色透明又は白色透明に限る）でお出してください。



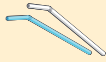
プラスチック製品（分別回収するプラスチック製品の例）



歯ブラシ



スプーン・フォーク



ストロー



保存容器



洗濯ばさみ

※リチウムイオン電池や刃物類は混入しないでください。

詳しくは、こちら

京都市 分別回収スタート

エコちゃんが行く！

「京都市の地元企業によるプラスチックリサイクルへの挑戦」

京都市では、プラスチックのリサイクルに果敢に挑戦する地元企業を応援するとともに、その取組をより多くの方に知っていただき、環境に配慮した取組の輪を広げるため、市の環境マスコット「エコちゃん」が企業を訪問し、取組を紹介する動画を、京都市公式YouTube「きょうと動画情報館」で公開しています。

【印刷通販会社 編】



【スタートアップ企業 編】



【繊維製品メーカー 編】



今後もどんどん配信していくよ



事業系一般廃棄物のご相談は京都環境事業協同組合

TEL:075-691-5517
E-mail: info@k-kankyuu.ne.jp

〒601-8317 京都市南区吉祥院新田式ノ段町65

無許可の業者(管理会社や清掃業者等)が他人のごみを収集運搬・処分することは違法です。

受付時間
13:00～17:00
(月～金曜)

発行：京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL:075-222-3948 FAX:075-213-0453

令和5年1月 京都市印刷物第044786号

プラスチックに係る資源循環の促進に向けた取組に関するチェックシート

区分	チェック項目	チェック欄
1 プラスチックを取り巻く環境変化に関する知識や関心	プラスチックを取り巻く国内外の環境変化や海洋プラスチックごみ問題に関して関心や危機感を持っており、インターネット等を使って意識的、継続的に情報収集を行っている。	☐
	国が定めたプラスチック資源循環戦略やプラスチック資源循環促進法の主な目的や概要について知っている。	☐
	従業員に対して、国などが発信している情報等を活用して、プラスチックの資源循環の促進に関する知識の普及や意識啓発などを行っている。	☐
	当該事業場におけるプラスチック排出量を概ね把握し、記録及び管理体制を整備している。	☐
	当該事業場におけるプラスチック排出量や再資源化の状況に関し、ホームページ等で情報提供を行っている。	☐
	プラスチックスマートキャンペーンなど、プラスチックの減量に関する社会的な取組に参加している。	☐

計(/6)

2 廃棄物の発生抑制(リデュース)又は再使用(リユース)に関する具体的取組	ワンウェイプラスチック(使い捨てプラスチック)使用製品については、できる限り使用しないようにしている。	☐
	石油由来プラスチック使用製品はできる限り購入せず、各種認証製品やプラスチック代替製品等、環境に配慮された製品を積極的に購入、使用するようになっている。	☐
	特定プラスチック使用製品(プラスチック製スプーン、フォーク、ストローなど)の使用の合理化に取り組む等、プラスチック使用製品の生産や使用の削減に努めている。【製造業、小売業、宿泊業、飲食業等】	☐
	製造するプラスチック製品や利用するプラスチック製品について、大きさや形状を見直したり過重包装を避ける等、プラスチック廃棄物を削減する取組を行っている。【製造業等】	☐
	プラスチック使用製品で使えるもの(緩衝材等の一時的に使用するものを含む)については、一度きりではなく繰り返し使用するよう努めている。	☐
	その他の発生抑制(リデュース)又は再使用(リユース)に関する具体的取組()	☐

計(/6)

3 廃棄物の再生利用(リサイクル)・バイオプラ等利用に関する具体的取組	分別が容易で再資源化しやすいプラスチック(ペットボトル等)に関し、より質の高い再生利用を促進する具体的な取組(素材別の分別や洗浄等の啓発、洗浄等の仕組みの整備、優良な再資源化業者への委託等)を行っている。	☐
	上記以外であっても、プラスチックの再資源化に関する技術水準や経済的な状況を踏まえつつ、再資源化ができるものについては再資源化を実施するよう努めている。	☐
	廃プラスチック類で再資源化が難しいものについては、固形燃料化等により、可能な限り効率性の高い熱回収を行える業者に処分を委託するよう努めている。	☐
	プラスチックの分別を行う際、汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物や使用済小型電子機器等の廃棄物が混入しないよう十分配慮している。	☐
	プラスチックの分別を行う際、リチウムイオン蓄電池や火災が生じるおそれのあるもの等、再商品化を著しく阻害するプラスチック使用製品廃棄物が混入しないよう十分配慮している。	☐
	燃やさざるを得ないプラスチックについては、可能な限りバイオマスプラスチックを使用するようになっている。	☐
	プラスチック製品を製造及び使用する際、汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性・靱性等に優れた高機能バイオプラスチックの開発及び使用を具体的に検討又は既に行っている。	☐
	その他の再生利用に関する具体的取組()	☐

計(/8)

製造業者向けアンケートの結果について（京都府・京都市実施）

1 実施期間

令和5年1月6日（金）～2月8日（水）

2 対象

京都工業会の単独会員（製造業）

3 回答者数

43事業者

（主な回答者：金属製品、生産用機器、電気機器、輸送用機器、プラスチック製品の製造業者）

4 目的

- (1) 廃プラスチック類の排出抑制やリサイクルについての意識や取組の把握
- (2) 上記に関する行政やユーザーへの要望の把握
- (3) マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの推進に向けた課題の把握
- (4) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への理解を深める。

5 回答の概要

(1) 設計・製造業者（20者）の回答結果

ア プラスチック使用製品の設計・製造段階での配慮等

- ・ 「構造」について配慮等している … 17者（85%） 【質問⑥】
- ・ 「材料」について配慮等している … 12者（60%） 【質問⑦】

イ 顧客・消費者や行政への要望

(7) 顧客等に対する要望 【質問⑪】

- ・ 分別の徹底 …… 10者（50%）
- ・ 品質面への理解 … 10者（50%）

(4) 行政に対する要望 【質問⑫】

- ・ 財政・技術支援 …… 11者（55%）
- ・ 配慮製品の紹介等 … 7者（35%）

(2) プラスチック使用製品の排出事業者（43者）の回答結果

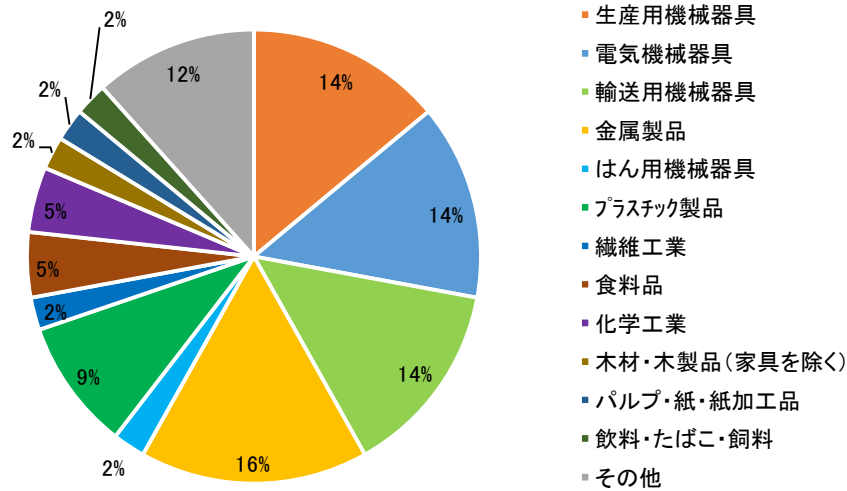
- ・ 「排出の抑制」に取り組んでいる … 36者（84%） 【質問⑬】
- ・ 「再資源化等」に取り組んでいる … 33者（77%） 【質問⑭】

多くの排出事業者がプラ新法に対応している一方で、排出抑制の取組として比較的取り組みやすいと考えられる「長期間の使用」については9者（21%）、「過剰な使用の抑制」については16者（37%）と低調な結果となった。

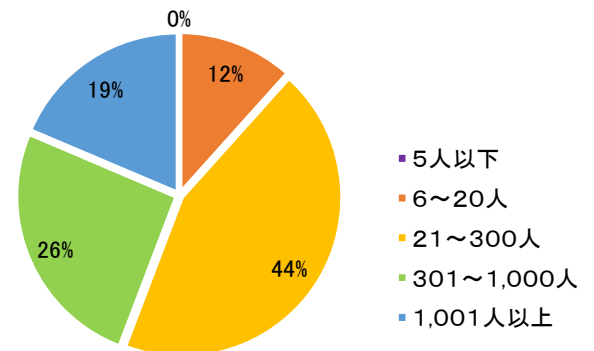
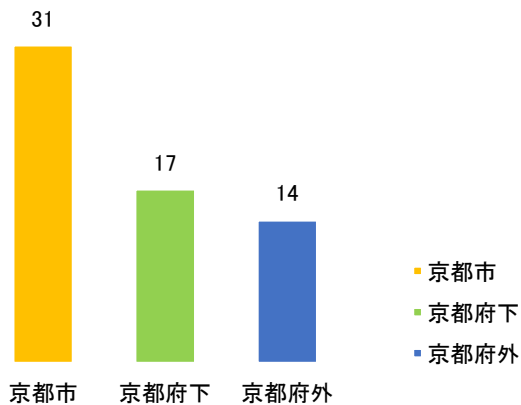
6 回答結果

各質問に対する回答結果は、以下のとおり。

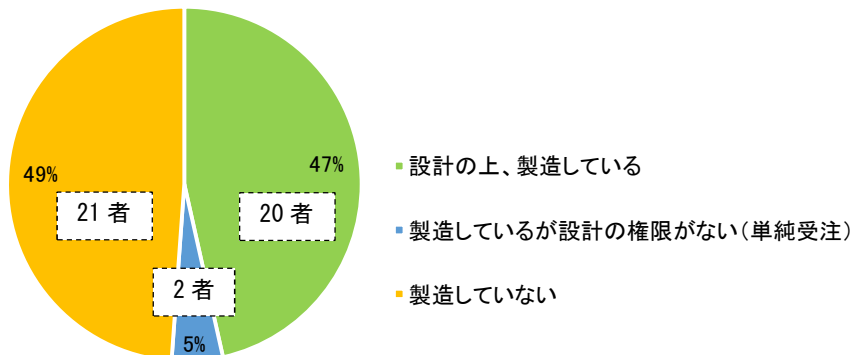
① 主な製造業の種類を教えてください。



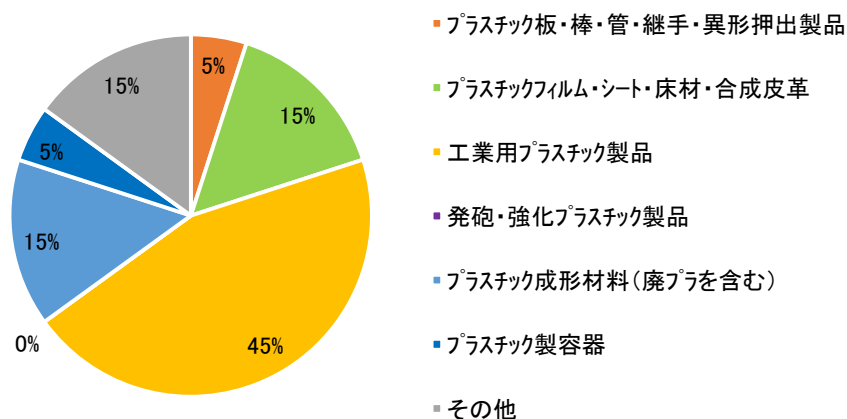
② 工場・事業場の所在地を教えてください。(複数回答可) ③ 従業員数を教えてください。



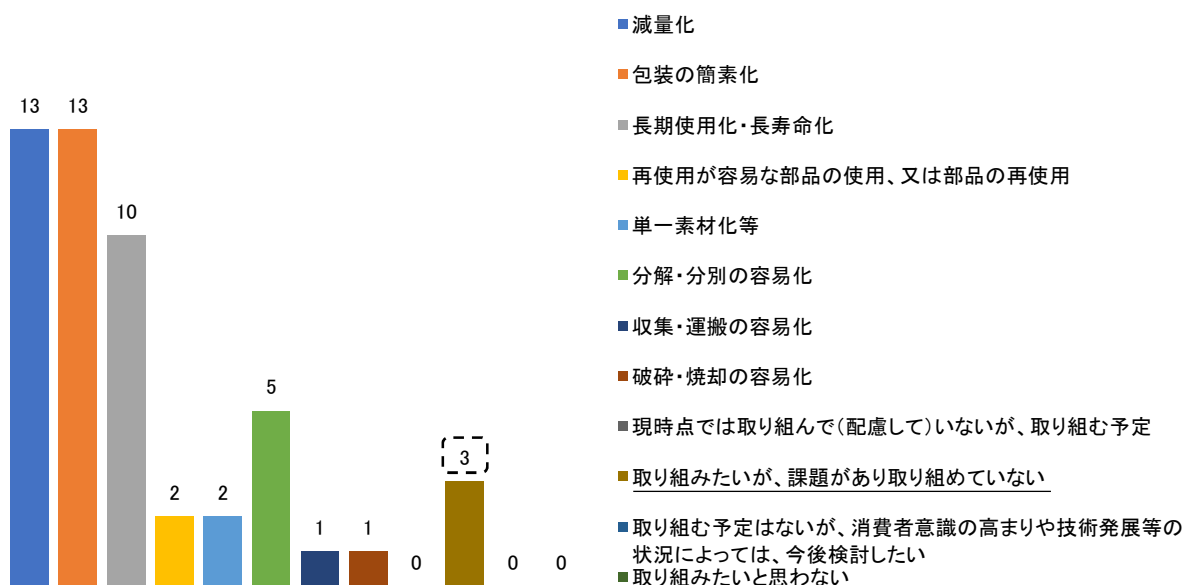
④ プラスチック使用製品を設計のうえ、製造していますか。



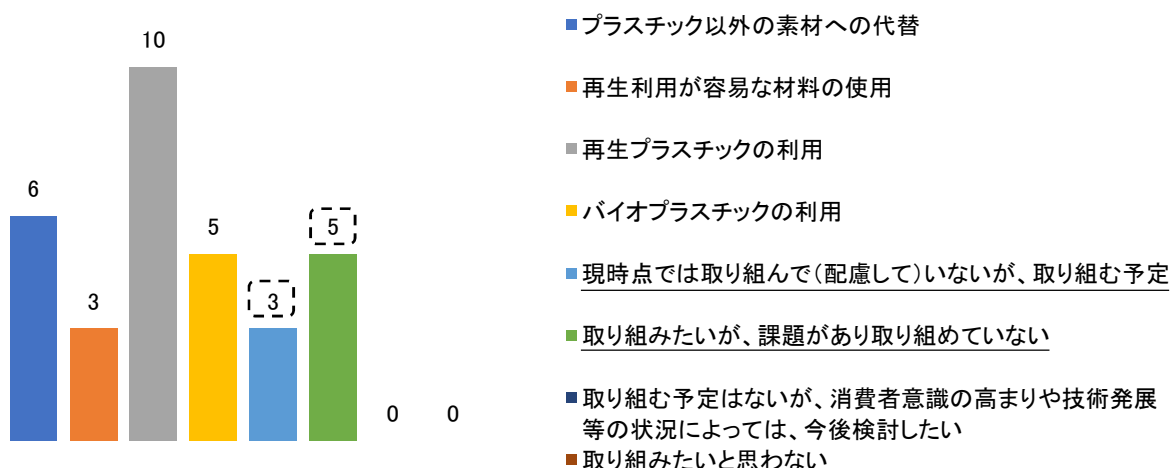
⑤ 設計・製造しているプラスチック使用製品うち、主なプラスチック製品の種類を教えてください。



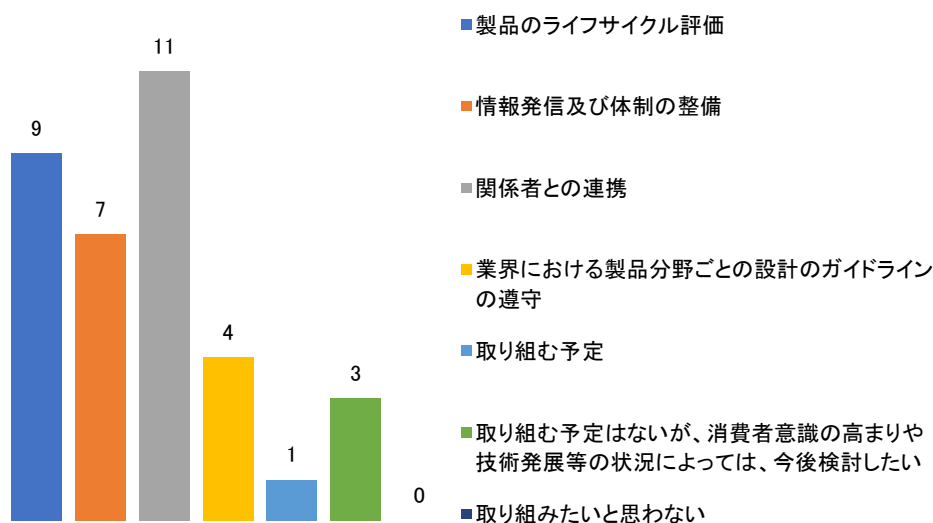
⑥ プラスチック使用製品の「構造」について、取り組んでいる又は配慮している事項を教えてください。(複数回答可) ※プラ新法の「設計指針」への対応状況を確認



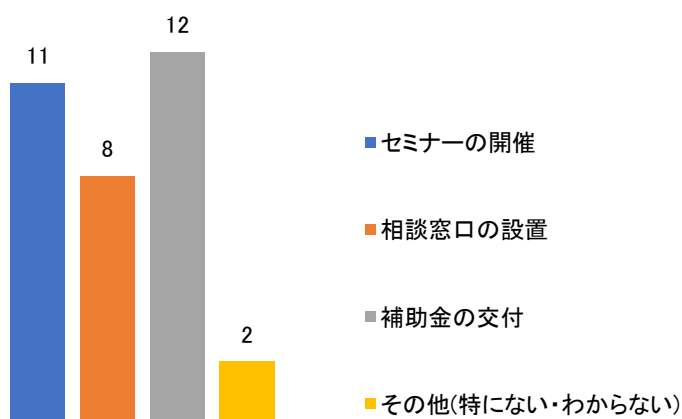
⑦ プラスチック使用製品の「材料」について、取り組んでいる又は配慮している事項を教えてください。(複数回答可) ※プラ新法の「設計指針」への対応状況を確認



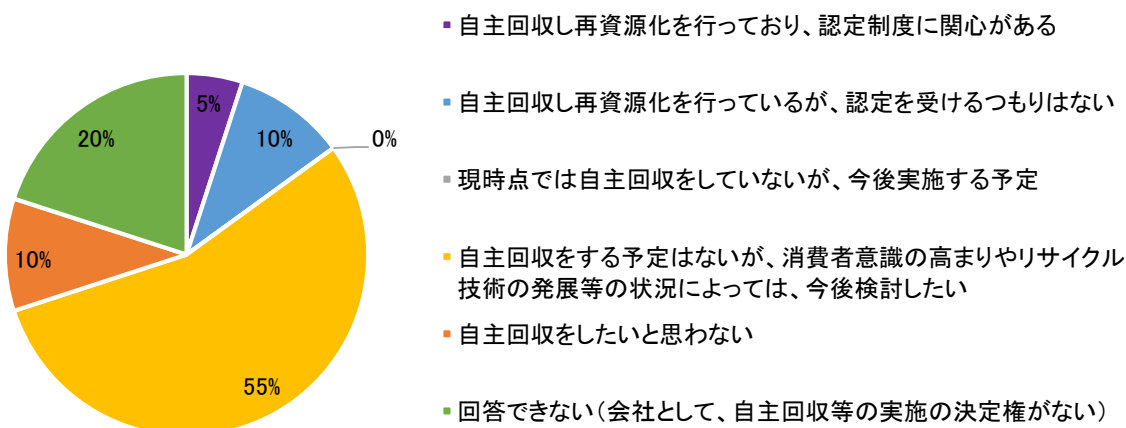
- ⑧ 「構造」及び「材料」の取組を実施する際に、取り組んでいるものはありますか。
(複数回答可) ※プラ新法の「設計指針」への対応状況を確認



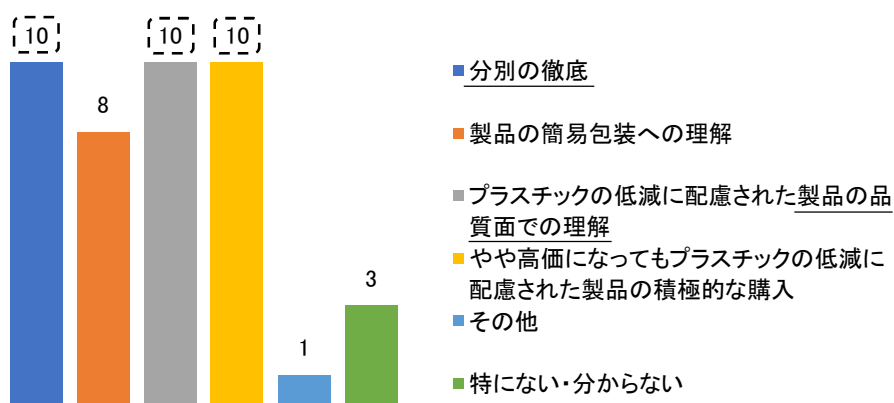
- ⑨ 「構造」、「材料」における取り組むべき事項等への対応について、府・市に期待する取組があれば教えてください。(複数回答可)



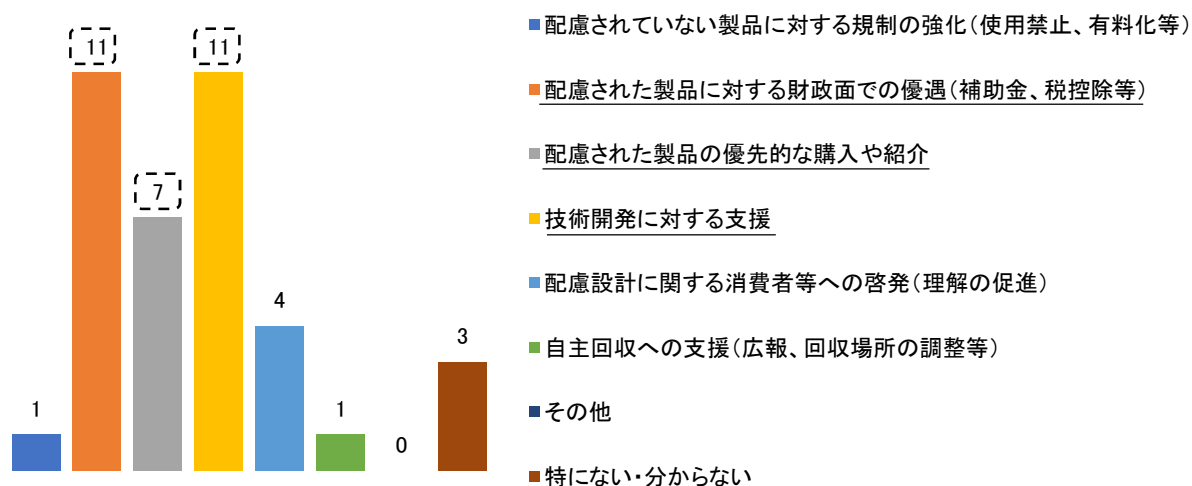
- ⑩ 使用済プラスチック製品の自主回収・再資源化の取組について教えてください(自主回収・再資源化には委託によるものも含む)。



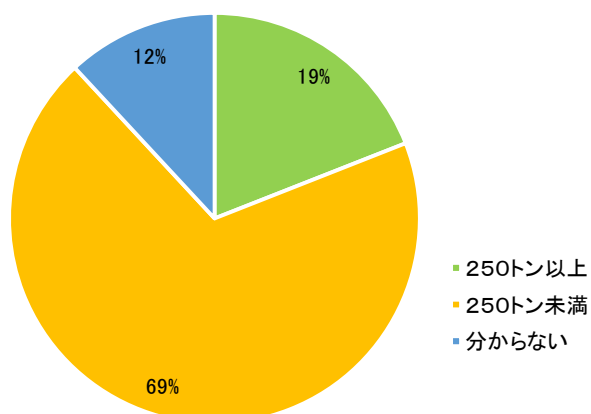
- ⑪ プラスチックの資源循環を進めるために、顧客や消費者に行ってみたいことはありますか。（複数回答可）



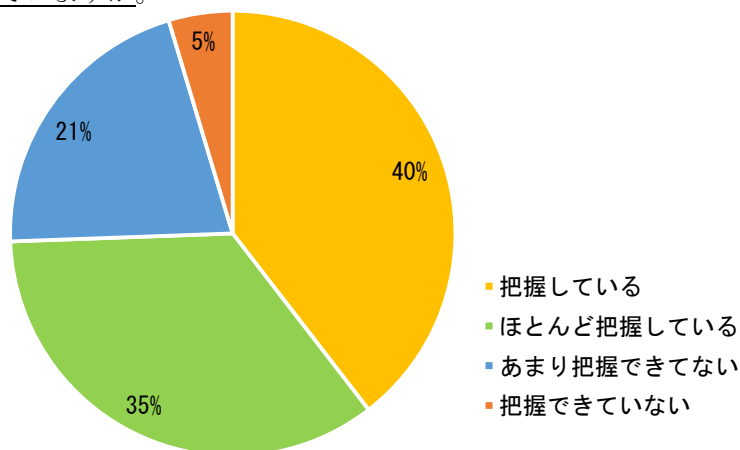
- ⑫ プラスチックの資源循環を進めるために、行政に行ってみたいことはありますか。（複数回答可）



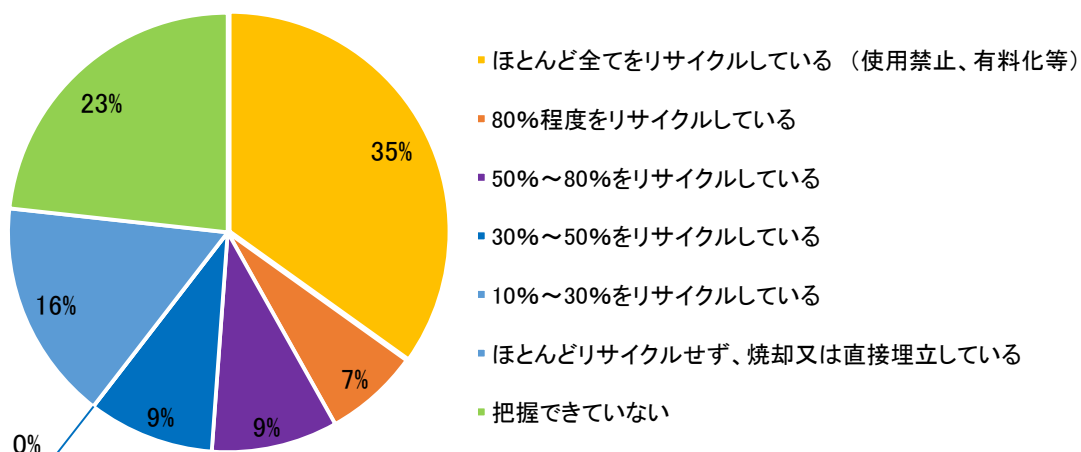
- ⑬ 令和3年度の廃プラスチック類の排出量を教えてください。



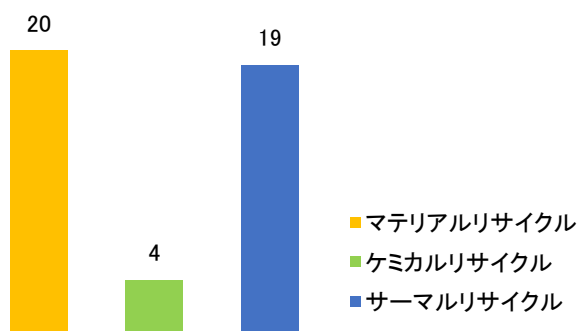
⑭ 排出する廃プラスチック類について、どのようにリサイクル又は処分されているか把握していますか。



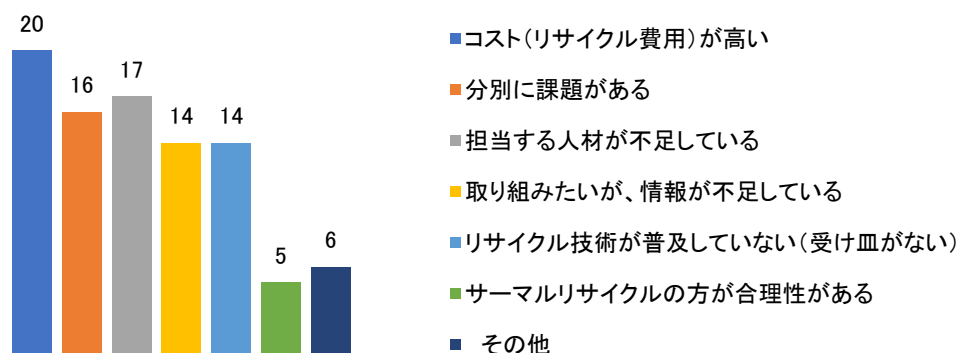
⑮ 事業活動に伴って発生する廃プラスチック類について、リサイクル状況（委託を含む。）を教えてください（リサイクルには、有償売却や熱回収（RPF 化等のサーマルリサイクル）を含む。）。



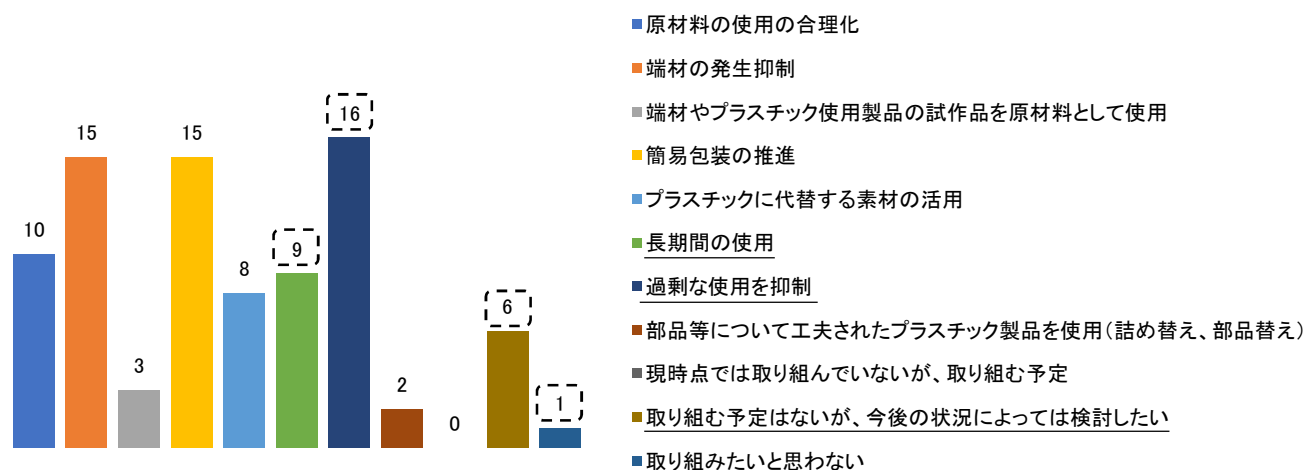
⑯ リサイクル方法を教えてください。（複数選択可）



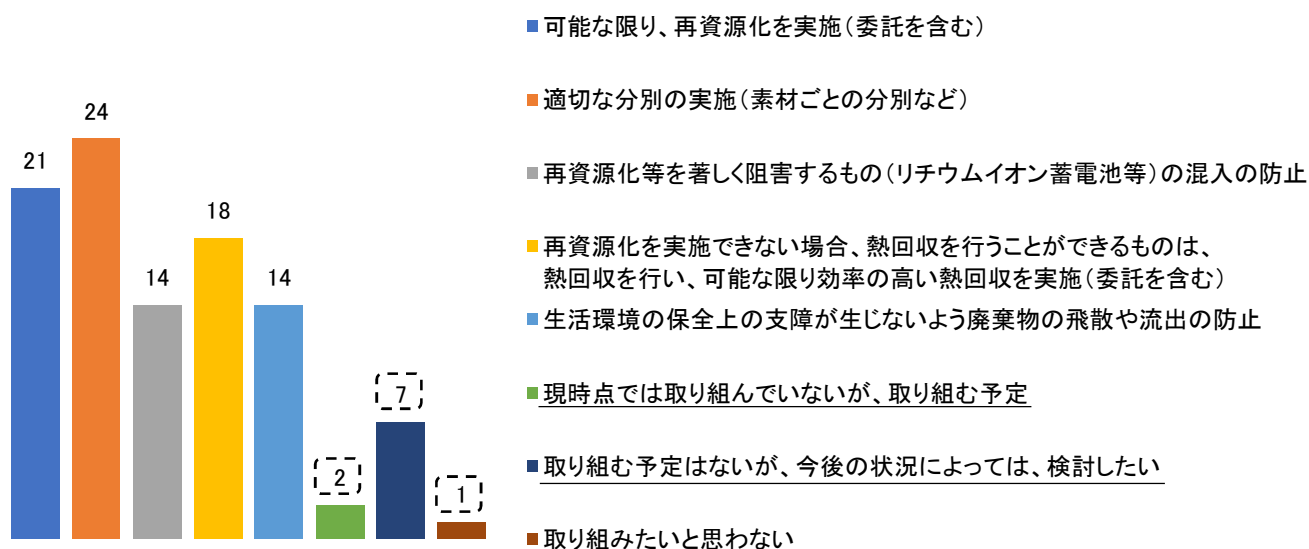
⑰ マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルに取り組む上での課題について、御意見をお聞かせください。（複数回答可）



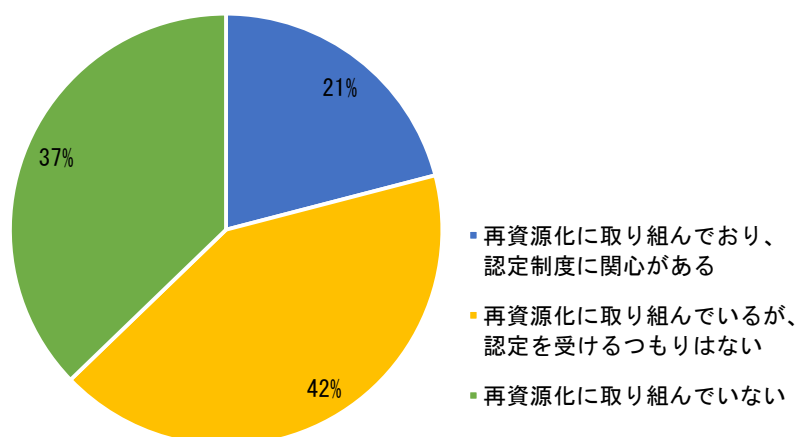
- ⑱ 廃プラスチック類の「排出の抑制」について、取り組まれていることを教えてください。
(複数回答可) ※プラ新法の「判断基準」への対応状況を確認



- ⑲ 廃プラスチック類の「再資源化等」について、取り組まれていることを教えてください。
(複数回答可) ※プラ新法の「判断基準」への対応状況を確認



- ⑳ 自らが排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化認定制度について、対応方針を教えてください。



夏休み 小・中学生

参加者
募集
参加無料

夏休みの自由研究に！

さんぱい 施設見学
エコツアー？「さんぱい」って
なに？さん ぎょう はい き ぶつ
産業廃棄物のことみんなが使う物やサービスを生み出す工場や会社からは、
たくさんのごみ「産業廃棄物」が発生するよ。
豊かなくらしを支えるために出た大量のごみは、
どこへ行くのかな？

実地見学会

水族館のバックヤードに
入ったり、はくりよくある
ごみ処理・リサイクルの
現場を見学できるよ！

日時 7月31日(月) 9時～13時

集合場所：京都水族館のエントランス前の芝生広場

解散場所：京都駅

※見学会の終了時刻は多少前後します。

見学場所

さんぱいを
出すところ

京都水族館

さんぱいを
処理するところ

(株)京都環境保全公社

参加対象 小学4年生から中学3年生

※小学生は保護者同伴

※参加対象者と保護者が同伴する場合のみ、対象年齢以下の
乳幼児及び児童も参加可能。

定員 20名(保護者も含む)

※定員に達した場合は抽選

オンライン見学会

オンライン中継で
ふだんは見るできない
マヨネーズ工場を見学できるよ！

日時 7月24日(月) 13時～16時

※見学会の終了時刻は多少前後します。

※事前に接続テストを実施します。

接続テスト ①7月18日(火)16:30～

(いずれか1日) ②7月19日(水)16:30～

見学場所

さんぱいを
出すところキューピー(株)
神戸工場さんぱいを
処理するところ

(株)京都環境保全公社

参加対象 小学4年生から中学3年生

※小学生は保護者同伴

※ただ一人でも PC 操作を確実にすることができる場合に限り
保護者不要。

定員 15組

※定員に達した場合は抽選

※当選後に ZOOM の ID 及びパスワード等をご連絡します

申込期間・申込方法など、詳しくは裏面をご覧ください。

見学会の目的

さんばいを出すところと、さんばいを処理するところを見て、明日につながる資源じゅんかんの仕組みを学び、わたしたちに今何ができるのかを考えます。



こんな方に
おすすめです

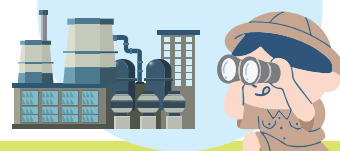
環境問題に
興味がある！



夏休みの
自由研究に！



普段は中に入ることのない
施設を見学したい！



夏休みの
自由研究を
応援！

見学会が終わったあとも
質問を受け付けます

8月16日まで

※質問の受付先は見学当日にご案内します。

★「キューピーの自由研究」
公式サイトに夏休みの
自由研究として応募可能！

（優秀作品は公式サイトで
紹介されます。）



お申し込み
方法

参加希望者（保護者の方を含む。）全員の氏名（ふりがな）、学年、代表者の方の連絡先及び希望コースを、電話、FAX又はメールにて下記の申込先にご連絡ください。※電話番号は、当日連絡のつく携帯番号等にしてください。

申込期間

令和5年6月16日（金）～7月9日（日）

京都いつでもコール 受付時間 8:00～21:00（年中無休）



みなここ
TEL 075-661-3755
ごようはここ
FAX 075-661-5855

おかけ間違いにご注意ください。

メール

京都いつでもコール

検索



<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>

FAX 送信票 (FAX: 075-661-5855)

ご希望のコースにチェックを入れてください

☐ 実地見学会

☐ オンライン見学会

ふりがな		ふりがな	
参加者 お名前	様 (学年)	代表者 お名前	様 (年 月 日生)
ふりがな		代表者連絡先	
参加者 お名前	様 (学年)	〒	—
ふりがな			
参加者 お名前	様 (学年)	(TEL	—)



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



この事業は家庭ごみの
有料の指定袋の
収入を活用しています



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



発行：京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

令和5年6月 京都市印刷物第054257号

補足資料 (制度、施策等の概要)

1 多量排出事業場

前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上（特別管理産業廃棄物にあつては 50 トン以上）である事業場（多量排出事業場）を設置している事業者（多量排出事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施状況を、市長に提出、報告しなければならないこととされている。

根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第 12 条第 9 項～第 11 項ほか

2 さんぱい適正処理・3R推進事業場認定制度（さんぱいチェック制度）

産業廃棄物の適正処理及び廃棄物の 3R 推進に向けた意識の向上を図るため、恒常的に産業廃棄物を排出する事業場に対してチェックシートを配布し自己チェックを支援するとともに、優良な結果の事業場を認定・公表する制度。

根拠 京都市産業廃棄物の適正処理の確保等に向けた自己点検の推進等に関する要綱

【制度の概要】

- ① 本市が産業廃棄物の適正処理や 3R に係るチェックシートを配布し、各事業場が自己チェックを行う。
- ② 本市が申請のあった事業場の審査を行い、優良事業場を認定し、本市のホームページ等で公表する。

3 建設リサイクル法届出現場

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出のあった建設工事等について、同法により再資源化が義務付けられている 3 品目（木くず、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊）のリサイクル等の状況を確認するため、一部の工事現場への立入調査を実施している。

4 地下工作物存置届出現場

老朽化等により不要となった建築物や工作物を取り壊す場合、地下部分の工作物についても産業廃棄物として適正に処理しなければならないが、周辺的生活環境の保全に支障が生ずるおそれがなく、かつ、撤去した場合に周辺地盤に緩みが生じる場合など、存置することに一定の有用性が認められる工作物については、地下に存置して差し支えないと判断できる場合がある。

本市では、地下に工作物を存置しようとする工事業者からの届出を受け、存置による生活環境保全上の支障の発生のおそれや存置の有用性について、対象となる工事につき現場調査を行うなどして協議を行っている。

5 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地の監視

産業廃棄物を生じた事業場以外の場所（面積が300平方メートル以上）で産業廃棄物を保管する場合に、廃棄物処理法及び本市条例に基づき、届出義務が課されている。

しかし、無届けでの事業場外保管や保管用地への廃棄物の過堆積等の違法行為も散見されることから、必要な届出をするよう指導するとともに、保管用地の適正な使用を徹底させるため、定期的に現場確認を実施している。

根拠 廃棄物処理法第12条第3項ほか

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第3条以下

6 重点監視地域

市内の山間部においては、依然として産業廃棄物の不適正処理事案が見受けられることから、市内全域の山間部に対するパトロールを月1～4回程度の頻度で実施している。

また、山間部以外でも、不法投棄が頻発するなど、重点的に監視すべき地域についても、定期的にパトロールを実施している。

7 大岩街道周辺地域

伏見区の大岩街道周辺地域では、過去に周辺地域の住民に対し直接的に被害を及ぼすようなばい煙や悪臭、粉塵の発生などを伴う野外焼却などの悪質かつ重大な違法行為が行われていたため、これらの問題の解決に向け、平成8年度以降、全庁的な体制の下で対策に取り組んでいる。

全庁体制での監視の継続により、周辺地域に多大な悪影響を及ぼしていた大規模な野外焼却は終息しているが、依然として廃棄物の違法堆積や小規模な野外焼却等の違反が見られるため、定期的な監視パトロール及び立入指導を継続している。

8 クリーンセンターにおける搬入ごみ検査

本市では、一般廃棄物の処理施設であるクリーンセンターへの不適切な廃棄物の混入を防止するため、事業所などから排出された廃棄物の中に、プラスチック類などの産業廃棄物や、一般廃棄物のうちリサイクル可能な紙ごみなどが混入されていないかどうか、搬入車両のごみの展開検査及び目視検査を随時実施している。

不適切な廃棄物が混入していることが判明した場合、搬入した収集運搬業者や事業者等への持ち帰り指導等のほか、後日、当該廃棄物を排出した事業場に対し、収集運搬業者を通じた啓発・指導や、本市職員による訪問等による直接指導を行い、一般廃棄物、産業廃棄物及びリサイクルできるものの分別やごみの保管状況等を調査して、事業者ごとの排出状況に応じた啓発・指導を行っている。